

千早赤阪村新型インフルエンザ等対策行動計画(第 2 版)(案)に対する意見及びそれに対する村の考え方

「千早赤阪村新型インフルエンザ等対策行動計画(第 2 版)」の策定にあたり、住民の皆さまから意見を募集したところ、1 件(1 名)の意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見に対し、村としての考え方を整理しましたのでお知らせします。

今回、皆さんからいただいたご意見は、今後の施策推進のための貴重なご意見として参考にさせていただきます。

1. パブリックコメント実施手続き結果の概要

(1)意見募集期間：令和 8 年 7 月 28 日(火)～令和 8 年 8 月 20 日(木)

(2)意見の提出者・件数：意見提出 1 件(内訳:1 名、0 団体)

(3)提出方法

・郵 送：0 件

・ファックス：0 件

・電子メール：0 件

・持 参：0 件

・意 見 箱：1 件(1 名、0 団体)

・合 計：1 件(1 名、0 団体)

2. 意見と村の考え方

※ページ、項目、意見は、意見提出用紙に記入された原文どおり転記しています。

意見	ページ	項目	修正の有無
1	1	—	無
	意見	村の考え方	
	感染症対策として、オンライン診療の徹底を行ってほしい。 環境設定と、指導が必要ではないか	村の行動計画では、7つの対策項目を掲げており、医療体制における村の役割としては、住民が受診等に関して困惑することのないよう、国及び府と連携し、正確かつ迅速に感染等に関する情報提供（感染予防、感染源の特徴、受診・検査・治療に関する情報等）を行うことです。 感染症対策における医療体制の確保等については、国および大阪府の新型インフルエンザ等行動計画に記されています。 また、コロナ禍で実施されていた「電話・オンライン診療の時限的・特例的な取り扱い」は2024年3月末で終了しており、現在は通常のオンライン診療のルールに基づいて実施されています。感染症対策におけるオンライン診療については、医療機関の混雑緩和や難病患者やハイリスク者の感染リスク低減などがありますが、国の指針では、オンライン診療は、かかりつけ医によって実施されることが原則であり、初診及び急性期の患者に対しては直接の対面診療によることとされています。 この度は貴重なご意見、ありがとうございました。	